



島根県報

平成27年 5月29日 (金)

第 2,703 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	(")	4
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	4
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	4
保安林の指定	(")	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (3件)	(")	5
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(水 産 課)	7
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	7

【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請	(農 業 経 営 課)	7
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者、指定事業活動制限事業者及び指定地域の指定	(中 小 企 業 課)	8

【特定調達公告】

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係るソフトウェアの借入及び保守業務に係る一般競争入札の落札者等	(税 務 課)	8
島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器の借入及び保守業務に係る一般競争入札の落札者等	(")	9

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	9
--------------------------------------	-----------	---

【正 誤】

平成27年 2月10日付け島根県報第2,672号中	(森 林 整 備 課)	10
---------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第408号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人社団松浦 松浦内科胃腸科	鹿足郡吉賀町六日市795番地	平成27年 3 月 1 日

島根県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社ケアステーションやわらぎ	出雲市知井宮町1192番地9	居宅介護支援	ケアプランやわらぎ	出雲市知井宮町1192番地9	平成27年 3 月 1 日
特定非営利活動法人 未来の華	雲南市掛合町入間280番地3	訪問介護	訪問介護事業所 えん	雲南市掛合町入間280番地3	平成27年 5 月 1 日
特定非営利活動法人 未来の華	雲南市掛合町入間280番地3	介護予防訪問介護	訪問介護事業所 えん	雲南市掛合町入間280番地3	平成27年 5 月 1 日
株式会社クローバーズ	松江市東朝日町216番地5	居宅療養管理指導	さくらんぼ薬局 東朝日町店	松江市東朝日町216番地5	平成27年 5 月 1 日
株式会社クローバーズ	松江市東朝日町216番地5	介護予防居宅療養管理指導	さくらんぼ薬局 東朝日町店	松江市東朝日町216番地5	平成27年 5 月 1 日
マイライフ株式会社	広島県呉市中通一丁目3番12号	居宅療養管理指導	オール薬局 益田店	益田市あけぼの東町1番7号	平成27年 5 月 1 日
マイライフ株式会社	広島県呉市中通一丁目3番12号	介護予防居宅療養管理指導	オール薬局 益田店	益田市あけぼの東町1番7号	平成27年 5 月 1 日

島根県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
松浦内科胃腸科	鹿足郡吉賀町六日市795番地	平成27年 3 月 1 日

堤内科医院	隠岐郡隠岐の島町港町塩口52	平成27年 4 月 1 日
松江生協リハビリテーション病院	松江市佐草町456番地 1	平成27年 4 月 1 日
母里医院	出雲市西平田町158番地 1	平成27年 4 月 1 日
若槻歯科	松江市雑賀町210番地	平成27年 4 月 1 日
土田歯科医院	松江市浜乃木六丁目 1 番36号	平成27年 4 月 1 日
野津歯科医院	松江市東本町 3 番31号	平成27年 4 月 24 日

島根県告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
医療法人 沖 縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町 字外間171番地 1	訪問看護	訪問看護サー	出雲徳洲会病	出雲市斐川町直 江3964番地 1	平成27年 3 月 1 日
		介護予防訪問看護	ビス虹	院		
医療法人 沖 縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町 字外間171番地 1	訪問リハビリテ	出雲徳洲会病	出雲徳洲会病	出雲市斐川町直 江3964番地 1	平成27年 3 月 1 日
		ーション 介護予防訪問リハ ビリテーション	院 リハビリ	院		
プライム有限 会社	出雲市矢尾町273番地	訪問介護	さくら・介護	さくら・介護	出雲市矢尾町 273番地	平成27年 4 月 13 日
		介護予防訪問介護	ステーション 出雲北	ステーション ふらいむ		

島根県告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前		変更後
株式会社 かす みコーポレーシ	松江市八雲町西岩坂 1042番地	福祉用具貸与	フィット	松江市玉湯町	松江市八雲町 西岩坂1042番	平成26年 8 月 1 日
		介護予防福祉用具貸与	アップ	湯町334番地		
		特定福祉用具販売				
		特定介護予防福祉用具 販売				

島根県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所 在 地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 島根県社会福 祉事業団	松江市東津田町1741番 地 3	短期入所生活 介護	特別養護老 人ホーム小 山園	特別養護老 人ホーム天 神	出雲市小山 町456番地 1	出雲市天神 町163番地 9	平成27年 4 月 1 日
		介護予防短期 入所生活介護					
		介護老人福祉 施設					

島根県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を平成27年 5 月 20 日付けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第415号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村大野原962-2、1185
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町大呂3067から3069まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第417号

平成27年島根県告示第242号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
大田市山口町佐津目高立884	寺山 和代	兵庫県伊丹市中野西一丁目84番地御坊住宅4-431号
大田市山口町山口奥廣1439、1440	森山 正利	大田市大田町大田イ283-4
大田市山口町山口藤木西平1315-61	石橋 門市	大田市山口町山口371-1
大田市山口町山口新柄1427-1 大田市山口町山口葎ヶ谷1465続1	石橋 秀重	大田市山口町山口911
大田市山口町山口奥廣1437	石崎 盛太郎	大田市山口町山口865内1
大田市山口町佐津目南原池平907-2 大田市山口町佐津目南原池谷平908-3	江川 集	大田市久手町波根西2165
大田市山口町山口稗畑ヶ1552	大國 政市	大田市山口町山口299
大田市山口町山口稗畑ヶ1552	大國 末太郎	大田市山口町山口307
大田市山口町山口渡合1339	桐原 勝	江津市嘉久志町2126-3
大田市山口町山口藤木西平1315-53	小玉 豊一	大田市山口町山口188
大田市山口町山口稗畑ヶ1554、1556-1	神在 静香	大田市山口町山口1184

大田市山口町山口下ノ原1568-2		
大田市山口町山口吉廻1536、1540-2	神在 春逸	大田市山口町山口1047
大田市山口町佐津目田原873-1、873-2	高橋 善之助	大田市山口町佐津目 4
大田市山口町山口伴ノ木1559、1561-2、1561-3	高橋 久作	大田市山口町山口1165
大田市山口町佐津目責クラ谷出口864 大田市山口町佐津目桑木原865	竹内 竹十	大田市山口町佐津目372
大田市山口町山口藤木西平1315-58、1315-59	田部 清次	大田市山口町山口162-2
大田市山口町佐津目足谷921-1	月守 周子	大田市山口町佐津目245-1
大田市山口町佐津目伊勢戸920-1	月守 兵市	大田市山口町佐津目245-1
大田市山口町佐津目高立家ノ上885 大田市山口町佐津目高立下モ川平886-1	福間 時敏	出雲市湖陵町三部99-1
大田市山口町山口谷1572-1	福谷 源太郎	大田市山口町山口1197
大田市山口町山口藤木西平1315-61	三浦 房太郎	大田市山口町山口340
大田市山口町佐津目犬廻谷888-1、888-4	山本 誠	大田市山口町佐津目327
大田市山口町佐津目犬廻889-3	山本 純	大田市山口町佐津目119
大田市山口町山口藤木西平1315-46 大田市山口町山口百田1409	大田市中心農業協同 組合	大田市大田町大田イ729-5
大田市山口町山口西田屋奥1498-1	(株) 静間商業銀行	大田市大田町大田ハ131
大田市山口町山口藤木西平1315-54、1315-56、 1315-58、1315-59、1315-61、1572-1	無限責任 立石負債 整理組合	大田市山口町山口360

島根県告示第418号

平成27年農林水産省告示第563号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
雲南市木次町東日登1892-1、1892-2	藤井 高文	沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜335-8

島根県告示第419号

平成27年農林水産省告示第561号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方

	保安林の権利者	住 所
邑智郡邑南町下口羽3349	桂原 嘉三	邑智郡邑南町矢上574-3 桃源の家
邑智郡邑南町下口羽3347	三上 初枝	邑智郡邑南町下口羽1160
邑智郡邑南町下口羽3294-3、3294-4	三田 美智子	邑智郡邑南町下口羽1283-3
邑智郡邑南町下口羽3351-1、3351-2	織田 嘉太郎	広島県佐伯区三宅三丁目24-21
邑智郡邑南町下口羽3298	菅原 カツヨ	東京都世田谷区下馬町二丁目17

島根県告示第420号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年島根県告示第357号による保険に付すべき義務は、平成27年5月16日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町加入区

島根県告示第421号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成27年5月20日	浜田市	矢原①地区	平成27年5月20日から平成29年3月31日まで

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
合同会社 夢ファームロ羽	邑智郡邑南町下口羽937-1	邑智郡邑南町上口羽106-2外9筆
農事組合法人 コスモアグリ	隠岐郡隠岐の島町苗代田62	隠岐郡隠岐の島町蛸木山口898外4筆
農事組合法人 都万営農	隠岐郡隠岐の島町都万3543	隠岐郡隠岐の島町都万星登3986-1外5筆
高宮 武士	隠岐郡隠岐の島町都万1647	隠岐郡隠岐の島町都万ケンジキ2717-1外2筆
安部 泰	隠岐郡隠岐の島町加茂358	隠岐郡隠岐の島町都万山根2165外1筆

2 申請年月日

平成27年 5月20日

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者、同条第6号に規定する指定事業活動制限事業者及び同条第7号に規定する指定地域を次のとおり指定したので公告する。

平成27年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定再生手続開始申立等事業者

番号	名 称	住 所	指定期間
27-2	株式会社たけはら	島根県大田市大田町イ661番地2	平成27年 5月11日 ～ 平成28年 5月10日

2 指定事業活動制限事業者

番号	名 称	住 所	指定期間
27-3	協同組合大田ファミリー デパート	島根県大田市大田町イ411番地	平成27年 5月11日 ～ 平成28年 5月10日

3 指定地域

番号	地 域	指定期間
27-4	島根県大田市大田町イ411番地	平成27年 5月11日 ～ 平成28年 5月10日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係るソフトウェアの借入及び保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成27年 4月22日

4 落札者の名称及び所在地

富士通リース株式会社 中国支店 支店長 堀江 秀三 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 落札金額

72,964,086円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成27年 3月 6日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器の借入及び保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成27年 4月22日

4 落札者の名称及び所在地

富士通リース株式会社 中国支店 支店長 堀江 秀三 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 落札金額

51,133,026円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成27年 3月 6日

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

島根県公安委員会規則第8号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第4条第1項の項を次のように改める。

第4条第1項	交通信号機又は道路標識等の設置・管理及び交通の規制を行う区域等の変更（市町村名、地番等の表示の変更に限る。）
--------	--

別表道路交通法の部第108条の3の3第1項の項の次に次のように加える。

第108条の3の4	自転車運転者講習の受講命令
-----------	---------------

第108条の3の5	自転車運転者講習の受講命令等の報告
-----------	-------------------

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

正 誤

平成27年2月10日付け島根県報第2,672号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第91号中	浜田市熱田町1935-4、1936-2	浜田市熱田町1935-4、1936-2（以上2筆国有林）